

常陸太田市物産センターこめ工房の指定管理予定者を選定しました。

常陸太田市公の施設の指定管理者選定委員会において、下記の者を指定管理予定者として選定しましたので、お知らせします。

記

1 指定管理施設名	常陸太田市物産センターこめ工房
2 指定管理予定者名	常陸農業協同組合
3 指定管理予定期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間
4 応募団体数	1団体
5 選定委員会	常陸太田市公の施設の指定管理者選定委員会設置要項第3条の規定による委員
6 選定手続	非公募
7 審査基準	(1) 施設の利用者の平等な利用が確保されるものであること。 (2) 施設の効用が最大限に発揮されるものであること。 (3) 施設の適正な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 (4) 施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (5) その他市長等が施設の性質又は目的に応じて別に定める基準。
8 選定	「常陸太田市物産センターこめ工房」の指定管理予定者の選定に当たっては、8月26日から9月24日にかけて公募を行ったが、応募団体はなかった。そのため、常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第4条第1項第3号の規定により、現在の指定管理者である「常陸農業協同組合」を公募によらない指定管理予定者の候補者として選定し、「常陸農業協同組合」から指定管理者指定申請書が提出されたため、この団体の選定について協議した。 審査に当たっては、当該事業者より提出された指定管理者指定申請書に基づき審査を行い、施設管理に係る事業計画及び指定管理料等の収支計画について以下の基準等を念頭に総合的な検討を行った結果、「常陸農業協同組合」を、「常陸太田市物産センターこめ工房」の指定管理予定者として適格であると決定した。